

「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する第一次指針（原子力損害賠償紛争審査会、H23.4.28）」のポイント

【基本方針】

東電が早期に賠償金を支払うよう促す。損害額などが最終的に確定していない場合でも、一定期間の支払い、賠償金の一部前払いなど、柔軟な対応を求める。

【営業損害の賠償】

- 政府による避難等の指示により、指示に係る対象区域内の事業者が営業不能や営業や取引等で生じた減収は損害と認められる。
- 損害は原則、売上高から売上原価を控除した額(逸失利益)とする。
- 追加的費用(商品、営業資産の廃棄費用、事業拠点の移転費用、営業資産の移動・保管費用等)も必要かつ合理的な範囲で損害と認められる。
- 事業廃止や倒産した場合の損害額の算定方法等は難しい問題であり今後検討。

【就労不能等に伴う損害】

- 対象区域内に住居又は勤務先がある勤労者で避難等を余儀なくされ、就労が不能等となった場合には、給与等の減収が損害と認められる。
 - ・ 勤務先が事故により廃業を余儀なくされ、又は避難先が勤務先から遠方となり就労不可能等となった場合に、給与等の減収が相当因果関係のある損害に該当。
 - ・ 本件事故と相当因果関係のある解雇その他の離職も就労不能等に含まれる。

【検査費用(物)】

- 対象区域内にあった商品を含む財物が①又は②であるとき、被害者の負担した検査費用は損害と認められる。
 - ① 一般的な人の認識を基準として、財物の性質等から所有者等が安全性に対する危惧感を払拭するために検査を実施することが必要かつ合理的であること
 - ② 取引先の要求等により検査の実施を余儀なくされたものと認められること
- 政府による避難等の指示の前に本件事故により生じた検査費用は、除外すべき合理的な理由がない以上、本件事故日以降のものが賠償すべき損害と認められる。

【財物価値の喪失又は減少等】

- 1 政府指示による避難等により、対象区域内に所有していた財物の管理が不能等となり、財物の価値の全部又は一部の喪失が認められる場合、価値を喪失した部分及びこれに伴う追加的費用(廃棄的費用)について合理的な範囲で損害と認められる。
 - ・ 財物価値の喪失又は減少等、営業損害の減収分の評価の区分は個別事情で判断。
 - ・ 警戒区域等の立入ができない区域では、価値の喪失又は減少について確認できないため、蓋然性の高い状況を想定できない場合の算定方法を今後検討。
- 2 財物が対象区域内で、事故により放出された放射性物質が財物に付着したことにより、財物の価値が喪失又は減少した場合、価値喪失分又は減少分は賠償の対象。
 - ・ 価値の喪失又は減少までは認められなくとも、取引等を行う人の心理的・主観的要素による大きな影響を受けるもので、種類、性質及び取引態様等から、一般人の認識を基準に、その減少が認められてもやむを得ない場合に賠償の対象。
 - ・ 除染等の措置をした場合には、価値の喪失又は減少を損害と捉えるか、除染等の措置費用を損害と捉えるかは今後検討。

その他

- 営業損害等、継続的に発生する損害に係る終期については今後検討。
- 「第一次指針」で対象とされなかった損害(風評被害も含む)やその範囲等については今後検討され、次回以降の指針に盛り込まれる予定。